

令和 6 年 6 月 27 日

三重県知事

御中

医療法人住所 四日市市日永5039

医療法人の名称 社会医療法人

理事長 藤田 康平

電話 059 (345) 2356

居仁会

決 算 届

令和 5 年4 月1 日から令和6 年3 月31 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 純資産変動計算書
6. 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記
7. 有形固定資産等明細表
8. 引当金明細表
9. 借入金等明細表
10. 有価証券明細表
11. 事業費用明細表
12. 関係事業者との取引との状況に関する報告書
13. 監事の監査報告書
14. 公認会計士等の監査報告書
- 15 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件（社会医療法人の要件）に該当する旨を説明する書類



事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 社会医療法人 居仁会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市大字日永 5039 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 31 年 1 月 20 日

(4) 設立登記年月日 昭和 31 年 2 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	藤田 康平	社会医療法人 居仁会 理事長 (管理者)
副理事長	藤田 泉	医師 社会医療法人 居仁会 副理事長
理 事	森 厚	医師 総合心療センターひなが院長
同	堀江 良秋	医師 元医療法人嘉祥会 理事長
同	伊藤 八峯	医師 菰野厚生病院リハビリテーション部長
同	後藤 基裕	総合心療センターひなが 元副院長
同	可知 敏明	医師 総合心療センターひなが
同	牛田 久見子	医師 総合心療センターひなが副院長
同	山口 信之	医師 総合心療センターひなが
同	中村 よしみ	総合心療センターひなが元看護部長
同	藤田 園	サン・プラント㈱社長
監 事	井上 利之	弁護士
同	安里 昌順	総合心療センターひなが元看護部長

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第4

2条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	総合心療センター ひなが	24105237	四日市市大字日永 5039 番地	精神病床 480床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
相談支援事業		
障害福祉サービス事業		
その他前期各号に関連する業務		
訪問看護ステーション事業		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

定時社員総会

令和5年6月26日

- ・第68期（2022年度）事業報告及び決算報告承認の件
- ・議事録署名人の選任の件

令和6年3月22日

- ・第70期（令和6年度）事業計画（案）承認の件
- ・第70期（令和6年度）予算（案）承認の件
- ・役員等報酬についての表記の件
- ・令和6年度の借入金額の限度額承認の件
- ・議事録署名人選出の件

理事会

令和5年6月26日

- ・第68期（2022年度）事業報告及び決算報告承認の件
- ・議事録署名人の選任の件

令和6年3月22日

- ・第70期（令和6年度）事業計画（案）承認の件
- ・第70期（令和6年度）予算（案）承認の件
- ・役員等報酬の件
- ・令和6年度の借入金額の限度額承認の件
- ・議事録署名人選出の件

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当事項なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当事項なし

法人名 社会医療法人 居 仁 会
所在地 四日市市大字日永5039番地

※医療法人整理番号 2 2 9 8 0

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	8,556,480 千円
2. 負 債 額	824,073 千円
3. 純 資 産 額	7,732,407 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,248,283
B 固 定 資 産	5,308,197
C 資 産 合 計 (A + B)	8,556,480
D 負 債 合 計	824,073
E 純 資 産 (C - D)	7,732,407

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 居 仁 会
所在地 四日市市大字日永5039番地

※医療法人整理番号 2 2 9 8 0

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	3,248,283	I 流 動 負 債	642,198
現金及び預金	2,502,405	買 掛 金	26,223
事業未収金	640,539	未 払 金	325,046
たな卸資産	19,190	未払法人税等	72
その他の流動資産	90,707	未払消費税等	1,979
貸倒引当金	△ 4,558	預 り 金	92,018
II 固 定 資 産	5,308,197	賞 与 引 当 金	196,843
1 有 形 固 定 資 産	4,302,460	その他の流動負債	15
建 物	2,734,553	II 固 定 負 債	181,874
構 築 物	64,083	繰 延 税 金 負 債	21,115
器 械 備 品	64,743	役員退職慰労引当金	124,944
車両運搬具	0	その他の固定負債	35,815
土地	1,370,957		
建設仮勘定	68,121		
2 無 形 固 定 資 産	11,325	負 債 合 計	824,073
ソフトウェア	9,563	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	1,761	科 目	金 額
3 その他の資産	994,411	I 積 立 金	7,681,210
有 価 証 券	350,045	設 立 等 積 立 金	26,200
役員等長期貸付金	94,890	任 意 積 立 金	2,800,000
長期前払費用	163,752	繰越利益積立金	4,855,010
前払年金費用	239,833	II 評価・換算差額等	51,197
その他の固定資産	145,890	その他有価証券評価差額金	51,197
		純 資 産 合 計	7,732,407
資 産 合 計	8,556,480	負債・純資産合計	8,556,480

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 居 仁 会
所在地 四日市市大字日永5039番地

※医療法人整理番号 2 2 9 8 0

損 益 計 算 書
(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	4,117,807
2 事業費用	3,589,898
本来業務事業利益	527,909
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	145,833
2 事業費用	182,404
附帯業務事業損失	△ 36,571
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	53,228
2 事業費用	26,677
収益業務事業利益	26,551
事業利益	517,889
II 事業外収益	
受取利息	5,586
その他の事業外収益	38,427
III 事業外費用	
支払利息	-
その他の事業外費用	11,635
経常利益	550,266
IV 特別利益	
有価証券売却益	18,682
V 特別損失	
固定資産除却損	195,683
税引前当期純利益	373,265
法人税・住民税及び事業税	72
法人税等調整額	2,704
当期純利益	370,489

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名

社会医療法人居仁会

所在地

三重県四日市市大字日永5039番地

純 資 産 変 動 計 算 書

	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	設立等積立金	任意積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和5年3月31日 残高	26,200	2,800,000	4,484,520	7,310,720	31,379	31,379	7,342,099
会計年度中の変動額							
当期純利益			370,489	370,489			370,489
その他の当会計年度 の変動額					19,818	19,818	19,818
会計年度中の変動額合計			370,489	370,489	19,818	19,818	390,307
令和6年3月31日 残高	26,200	2,800,000	4,855,010	7,681,210	51,197	51,197	7,732,407

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② たな卸資産

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから一般債権については法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、当社会医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、責任準備金を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の、所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。
- (2) 運営費補助金等の補助対象となる支出が事業費用に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

6 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

収益業務からの繰入金

- ・ 前期末残高 △181,706千円
- ・ 当期末残高 △180,843千円
- ・ 当期繰入金額 863千円

収益業務に係る資産 199,402千円

収益業務に係る負債 0千円

7 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

- (1) 法人である関係事業者

該当ありません。

- (2) 個人である関係事業者

該当ありません。

8 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

9 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引のリース料総額及び未経過リース料の当期末残高

科目	リース料総額 (千円)	未経過リース料の当期末残高 (千円)
建物	1,496	459
器械備品	45,990	77,247
ソフトウェア	202,236	54,748
計	249,722	132,455

(2) 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

(3) 減価償却累計額の総額

4,647,210 千円

(4) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

内訳	交付者	損益計算書影響額 (千円)	貸借対照表影響額 (千円)
オンライン資格等導入補助金	社会保険診療基金	425	—
キャリアアップ支援事業補助金	三重県	500	500
新型コロナウイルス感染症対策 事業費補助金	三重県	17,104	10,440
自殺対策強化事業補助金	三重県	1,000	1,000
新人看護職員研修事業費補助 金	三重県	530	530
病院内保育所運営費補助金	三重県	1,274	1,274
両立支援等助成金	三重労働局	4	—
キャリアアップ助成金	三重労働局	522	—
保育環境改善事業補助金	三重県	415	15
空床確保事業補助金	三重県	19,932	—
相談支援補助金	菰野町	439	426
相談支援補助金	四日市市	5,150	4,497
相談支援補助金	川越町	232	206
相談支援補助金	朝日町	276	172
物価高騰対策支援金	三重県	29,709	390
物価高騰対策支援金	四日市市	663	41
労災レセプトのオンライン化に向 けた普及促進事業	労災保険オンライ ンレセプト普及 促進センター	172	—
計		78,351	19,493

法人名

社会医療法人 居仁会

所在地

三重県四日市市大字日永5039番地

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,906,170	233,461	187,330	6,952,301	4,217,747	162,592	2,734,553
構築物	245,930	19,500	25,499	239,931	175,847	4,918	64,083
器械備品	284,384	25,823	13,349	296,859	232,115	24,376	64,743
車両及び船舶	500	0	0	500	499	0	0
土地	1,391,519	5,963	26,525	1,370,957			1,370,957
建設仮勘定	227,392	425,493	584,763	68,121			68,121
計	9,055,897	710,242	837,468	8,928,671	4,626,211	191,887	4,302,460
ソフトウェア	24,040	4,214	0	28,254	18,691	4,662	9,563
その他の無形固定資産	4,069	0	0	4,069	2,308	140	1,761
計	28,110	4,214	0	32,324	20,999	4,802	11,325
有価証券	341,038	127,893	118,886	350,045			350,045
役員退任給当座貸付金	106,597	15,214	26,921	94,890			94,890
長期前払費用	40,454	166,702	306	206,850	43,098	24,528	163,752
前払年金費用	181,292	58,540	0	239,833			239,833
その他の固定資産	168,008	2,272	24,390	145,890			145,890
計	837,391	370,622	170,504	1,037,509	43,098	24,528	994,411
その他の資産							

法人名 社会医療法人 居仁会
所在地 三重県四日市市大字日永5039番地

※医療法人整理番号 2 2 9 8 0

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,733	4,558	※1 —	4,733	4,558
賞与引当金	191,461	196,843	191,461	—	196,843
役員退職慰労引当金	124,224	720	—	—	124,944

※1 貸倒引当金の当期減少額（その他）欄の金額は、法人税法の規定に基づく洗替額であります。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

法人名 社会医療法人 居仁会
所在地 三重県四日市市大字日永5039番地

※医療法人整理番号 2 2 9 8 0

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	—	—	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘	柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
	(その他有価証券) 大和証券 MASCOT 1508-04	100,000	102,730
	(その他有価証券) 三十三銀行 日本社債ファンド 2023-07	100,000	99,149
	計		201,879

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他の有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

事業費用明細表

※医療法人整理番号 2 2 9 8 0

社会医療法人 居 仁 会

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【 材 料 費 】		
医 薬 品 費	203,331	
医 療 消 耗 品 費	25,898	
作 業 療 法 材 料 費	2,062	
医 療 消 耗 器 具 備 品 費	652	
給 食 用 材 料 費	108,748	340,693
【 給 与 費 】		
給 賞 与 引 当 金 繰 入 料 与 額	1,933,869	
賞 与 給 付 費 用 費	211,784	
退 職 給 付 費 用 費	196,843	
法 定 福 利 費	33,313	
【 委 託 費 】	330,747	2,706,557
検 査 委 託 費	4,619	
検 査 具 委 託 費	10,293	
清 掃 委 託 費	6,918	
保 守 委 託 費	15,569	
そ の 他 委 託 費	36,426	73,827
【 設 備 関 係 費 】		
減 価 償 却 費	209,820	
器 械 賃 借 料	57,569	
地 代 家 賃	18,270	
修 繕 費	38,864	
固 定 資 産 税	11,222	
器 械 保 守 係 料 費	3,256	
車 両 関 係 料 費	5,063	344,067
【 研 究 研 修 費 】		
研 究 研 修 費	10,792	10,792
【 経 費 】		
福 利 厚 生 費	27,262	
旅 費	318	
職 員 交 被 服 費	9,960	
通 信 宣 伝 品 費	5,364	
広 告 伝 品 費	1,028	
事 務 消 耗 品 費	8,175	
雑 会 議 費	27,207	
水 道 光 熱 費	123	
保 險 料 費	119,563	
交 際 費	9,504	
諸 衛 生 費	1,235	
租 税 公 課 費	2,255	
賃 借 料	3,666	
倒 引 当 金 繰 入 額	5,220	
雑 費	-174	
【 控 除 対 象 外 消 費 税 等 】	10,359	231,072
控 除 対 象 外 消 費 税 等	91,969	91,969
事 業 費 用 計		3,798,980

法人名 社会医療法人 居仁会
所在地 三重県四日市市大字日永5039番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 居仁会

理事長 藤田 康平 殿

私は、社会医療法人居仁会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年6月18日

社会医療法人 居仁会

監事

井上利之

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 居仁会

理事長 藤田 康平 殿

私は、社会医療法人居仁会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月/2日

社会医療法人 居仁会

監事 安里昌順

独立監査人の監査報告書

令和6年6月18日

社会医療法人 居仁会

監事 井上 利之 殿

監事 安里 昌順 殿

五十鈴監査法人

桑名事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

西野 賢也

岩田 哲也

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人 居仁会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第69会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

別 表

医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 居仁会
申請者名 理事長 藤田 康平



住 所：三重県四日市市大字日永5039番地

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
総合心療センターひなが	三重県四日市市大字日永5039番地	精神科救急医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 居仁会
申請者名： 理事長 藤田 康平



住 所：三重県四日市市大字日永5039番地

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	総合心療センターひなが
施設の所在地	三重県四日市市大字日永5039番地
管轄保健所名	四日市市保健所

1 診療科目

	精神科	心療内科	内科	歯科	児童精神科	美容皮膚科
科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
						176	480			176	480

3 構造設備

（1）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☒ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☒ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☐ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☒ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 専用病床（480床） ☒ 優先的に使用される病床 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☒ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職 種 人 員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定 員	12	1	3	(2)	0	(4)	(2)	117	0	1	0	(10)	0	(40)	(2)	(125)	(319)
実人員	34	5	7	2	0	5	2	214	0	5	0	13	0	48	2	147	484
内特殊 関係者	2																2

※ () 表示は適当数

5 勤務体制

	体 制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内	14		1		1	
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内	14		1		1	
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内	6					
	オンコール			1		1	
診療放射線技師	病院内	21					
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内	5					
	オンコール			1		1	
看護師	病院内	101		23		34	
	オンコール						
合 計	病院内	147		24		35	
	オンコール			3		3	
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	38		10		13	
	オンコール			3		3	
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（19人）

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無） ※DPATは有
「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

- 「（1）総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。
- 「（2）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

- ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。
- ③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。
※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。
- ④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

- ① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること。
- ② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

- (1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。
- (2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。
 - ① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類1ー3（精神科救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人 居仁会
理事長 藤田 康平
住 所 三重県四日市市大字日永5039番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	総合心療センターひなが
病院の所在地	三重県四日市市大字日永5039番地
管轄保健所名	四日市市保健所

〔時間外等診療件数〕

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	373 件	1,119 件	381 件	① 1,111 件
休日加算の算定件数	68 件	553 件	258 件	② 363 件
深夜加算の算定件数	89 件	330 件	177 件	③ 242 件
時間外加算の特例の算定件数				④
時間外等診療件数 (① + ② + ③ + ④)				⑤ 1,716 件

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付書類

- 時間外等診療件数明細表
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類(指定書等の写し)を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏	人 口	
三重県北部	⑥ 833,025 人 (統計表名 令和2年国勢調査)	
人口1万人対時間外等診療件数(⑤／⑥ × 10,000)		20 人

（記載上の注意事項）

要件基準 7.5人<20人

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること

時間外等診療件数明細表

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	108 件	298 件	75 件	331 件
休日加算の算定件数	19 件	164 件	57 件	126 件
深夜加算の算定件数	28 件	108 件	42 件	94 件
時間外加算の特例の算定件数				

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	117 件	358 件	125 件	350 件
休日加算の算定件数	21 件	188 件	82 件	127 件
深夜加算の算定件数	35 件	96 件	61 件	70 件
時間外加算の特例の算定件数				

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	148 件	463 件	181 件	430 件
休日加算の算定件数	28 件	201 件	119 件	110 件
深夜加算の算定件数	26 件	126 件	74 件	78 件
時間外加算の特例の算定件数				

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	373 件	1,119 件	381 件	1,111 件
休日加算の算定件数	68 件	553 件	258 件	363 件
深夜加算の算定件数	89 件	330 件	177 件	242 件
時間外加算の特例の算定件数				

三重県指令医保第09-36号

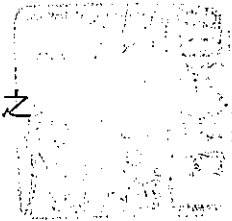
四日市市大字日永 5039

総合心療センターひなが

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項に規定する
応急入院指定病院として次のとおり指定します。

令和5年4月1日

三重県知事 一見勝之



1 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 指定条件

- (1) 医療法等各種法令を遵守し、指定基準の保持・充実を図って下さい。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項に規定する基準に適合しなくなったとき、または病院の運営方法が不適當であると認めたときは、指定を取り消すことがあります。

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 居仁会
申請者名 理事長 藤田 康平



住 所：三重県四日市市大字日永5039番地

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の2第1項第1号イ及びニ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	11人	3人	23%	2人	18%
監 事	2人			1人	50%
社 員	18人	4人	22%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の2第1項第1号ロ及びハ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

(1) 共通事項

☒ 理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある

(2) 社団医療法人

☒ すべての理事及び監事を社員総会で選任

(3) 財団医療法人

☐ すべての理事及び監事を評議員会で選任

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ホ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような金額の範囲。
監 事	報酬なし。
評議員	該当なし。

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の2第1項第1号へ及びト）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	看護師等に寮を貸与しており、職員に駐車場を貸与している。	有 ・ 無
金銭の貸付け	奨学生に金銭を貸与している。	有 ・ 無
資産の譲渡	該当事項なし。	有 ・ 無
給与の支給	理事長 藤田康平ほか役員6人と508人の職員に支払っている。	有 ・ 無
役員等の選任	定款の手續きに基づいて選任している。	有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営	全ての職員が、定期健診を病院で実施している。	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の2第1項第1号子及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	8,556,480,604 円
B 純資産の額	7,732,407,375 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	90.4%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	8,027,102,130 円
イ 本来業務の用に供する財産	7,568,639,709 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	259,060,191 円
ハ 収益業務の用に供する財産	199,402,230 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	① 0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	478,558,140 円
F 事業費用の額	3,798,980,399 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の2第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	別紙明細	有 ・ 無
出 資	なし	有 ・ 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ 無
組合契約	なし	有 ・ 無
信 託	別紙明細	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の2第1項第1号ヌ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ 無
その他公益に反する事実		有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

社会医療法人居仁会 役員等報酬規程

(総則)

第1条 この規定は、役員（理事および監事）の報酬について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長及び職員を兼務している理事をいう）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しない。

(常勤役員の報酬の決定方法)

第3条 常勤役員の報酬は、社員総会で承認された報酬総額の範囲内において、理事会にて決定する。

(常勤役員の報酬の支払基準)

第4条 常勤役員の年間報酬の算定は、別表1に基づく報酬を支払う。

- 2 上記の年間報酬は、月割で支給する。
- 3 上記の報酬以外に発生した、当直・日直などについては、医師の手当に関する内規及び賃金規程に応じて別途支給する。

(通勤手当)

第5条 役員の通勤に要する費用は、給与規程に基づき支給する。

(休職時の取り扱い)

第6条 役員が疾病の治療その他の事由によって休職するときの役員報酬の減額有無および支給額については、理事会によって決定する。

(減額措置)

第7条 法人業績の状況その他に応じ、理事会の決定に基づき、臨時に報酬の減額措置を講じることがある。

(支払日)

第8条 報酬の支払は給与規程に準ずる。

(支払方法)

第 9 条 報酬は、本人が法人へ届け出た銀行口座に振り込むことによって支払う。

(控除)

第 10 条 給与規程に準ずる。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

有価証券の内訳書

社会医療法人 居 仁 会

区分・種類・銘柄	期 末 現 在 高		期 中 増 (減) の 明 細			
	数 量	金 額	異動事由	数 量	金 額	売却 (買入) 先の名称等
グローバル・ファインテック 株式ファンド	1,649,412	4,417,786	評価替		2,422,435	SMB C日興証券 四日市支店
日興 グラビティ アメリカズ	9,353,257	42,100,881	評価替		17,683,451	SMB C日興証券 四日市支店
フューチャー・ バイオテック	16,059,946	33,011,220	評価替		8,582,372	SMB C日興証券 四日市支店
新光海外国債 ファンド	4,148,733	3,484,105	評価替		360,570	大和証券 (三十三銀行)
大和 MASCOT 1508-04		102,730,000	評価替		2,730,000	大和証券 (三十三銀行)
大和 BNP PARIBAS		0	償還		▲80,000,000	大和証券 (三十三銀行)
川崎重工業	0	0	売却		▲38,745,000	大和証券 (三十三銀行)
日本企業社債ファンド 2023-07	98,911,972	99,149,360	買入 評価替		99,901,089 ▲751,729	大和証券 (三十三銀行)
近鉄グループHD	13,301	59,216,052	売却 評価替	▲89	▲141,599 38,050,386	近鉄グループHD株 SMB C日興証券 四日市支店
日本電信電話	30,600	5,501,880	評価替		3,235,184	株式分割 1:25 SMB C日興証券 四日市支店
桑名カントリー 倶楽部	1	412,500				
伊勢新聞社	1,300	1,300				
北伊勢上野 信用金庫	400	20,000				
(投資有価証券 合計)		350,045,084			53,327,159	

(書類付表 1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	藤田 康平	本人	日本医師会会員	① ・ 無
			三重県医師会会員	① ・ 無
			四日市医師会会員	① ・ 無
			三重県精神科病院会副会長	① ・ 無
			一般財団法人特殊教育振興財団居仁会理事長	① ・ 無
			三重大学医学部臨床講師	① ・ 無
			日本精神科病院協会三重県支部予備代議員	① ・ 無
			名大精神科関連民間病院会役員	① ・ 無
副理事長	藤田 泉	藤田康平の配偶者	三重県医師会会員	① ・ 無
			四日市医師会会員	① ・ 無
			思春期早期支援に対する相談医	① ・ 無
			三重大学医学部臨床講師	① ・ 無
			四日市医師会看護専門学校運営委員会副会長	① ・ 無
理事	藤田 園	藤田康平の妹	サン・プラント㈱代表取締役社長	① ・ 無
理事	堀江 良秋		(元) 医療法人嘉祥会理事長	① ・ 無
			松阪医師会会員	① ・ 無

理事	伊藤 八峯		四日市医師会会員	⑦ ・ 無
			菰野厚生病院リハビリテーション部長	⑦ ・ 無
			四日市市社会福祉協議会会長	⑦ ・ 無
理事	後藤 基裕			有 ・ ⑦
理事	中村よしみ		一般財団法人特殊教育振興財団居仁会理事	⑦ ・ 無
理事	可知 敏明		三重県北勢福祉事務所嘱託医	⑦ ・ 無
			津地方裁判所精神保健審判員	⑦ ・ 無
理事	牛田久見子		四日市医師会会員	⑦ ・ 無
			四日市市障害者介護給付審査会委員	⑦ ・ 無
			津地方裁判所精神保健審判員	⑦ ・ 無
理事	森 厚		四日市医師会会員	⑦ ・ 無
			地域医療支援病院運営委員会副委員長	⑦ ・ 無
			三重県精神保健福祉審議会委員	⑦ ・ 無
			認知症対策委員（四日市医師会）	⑦ ・ 無
			健康管理委員会委員（四日市医師会）	⑦ ・ 無
			三重DPAT運営委員会委員	⑦ ・ 無
			三重県立総合医療センター研修管理委員会委員	⑦ ・ 無
			四日市市保健所精神措置等連携会議委員	⑦ ・ 無
			三重県精神科病院実地指導委員	⑦ ・ 無

			市立四日市病院研修管理委員会委員	⑦ ・ 無
			鈴鹿医療科学大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻 臨床教授	⑦ ・ 無
			三重県精神医療審査会委員	⑦ ・ 無
			四日市市安心の地域医療検討委員会委員	⑦ ・ 無
			津地方裁判所精神保健審判員	⑦ ・ 無
理事	山口 信之		四日市市老人ホーム入所判定委員会委員	⑦ ・ 無
			津地方裁判所精神保健審判員	⑦ ・ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

- （１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- （２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- （３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- （４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
監事	井上 利之		弁護士（さくらみち法律事務所）	有 ・ 無
			一般財団法人特殊教育振興財団居仁会監事	有 ・ 無
監事	安里 昌順			有 ・ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表 1）の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。
- なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。
- イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 - ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

(書類付表 1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
社員	藤田 康平	本人	日本医師会会員	①有 ・ 無
			三重県医師会会員	①有 ・ 無
			四日市医師会会員	①有 ・ 無
			三重県精神科病院会副会長	①有 ・ 無
			一般財団法人特殊教育振興財団居仁会理事長	①有 ・ 無
			三重大学医学部臨床講師	①有 ・ 無
			日本精神科病院協会三重県支部予備代議員	①有 ・ 無
			名大精神科関連民間病院会役員	①有 ・ 無
社員	藤田 泉	藤田康平の配偶者	三重県医師会会員	①有 ・ 無
			四日市医師会会員	①有 ・ 無
			思春期早期支援に対する相談医	①有 ・ 無
			三重大学医学部臨床講師	①有 ・ 無
			四日市医師会看護専門学校運営委員会副会長	①有 ・ 無
社員	藤田 園	藤田康平の妹	サン・プラント㈱代表取締役社長	①有 ・ 無
社員	藤田 逸歩	藤田康平の義弟	一般財団法人特殊教育振興財団居仁会評議員	①有 ・ 無
社員	堀江 良秋		(元) 医療法人嘉祥会理事長	①有 ・ 無
			松阪医師会会員	①有 ・ 無

社員	伊藤 八峯		四日市医師会会員	④ ・ 無
			菰野厚生病院リハビリテーション部長	④ ・ 無
			四日市市社会福祉協議会会長	④ ・ 無
社員	井上 利之		弁護士（さくらみち法律事務所）	有 ・ ④
			一般財団法人特殊教育振興財団居仁会監事	④ ・ 無
社員	後藤 基裕			有 ・ ④
社員	下方 宏明		三重県精神保健福祉士協会会長	有 ・ ④
社員	安里 昌順			有 ・ ④
社員	堀江 盛市			有 ・ ④
社員	奥村 明		一般財団法人特殊教育振興財団居仁会評議員	④ ・ 無
社員	中村よしみ		一般財団法人特殊教育振興財団居仁会理事	④ ・ 無
社員	可知 敏明		三重県北勢福祉事務所嘱託医	④ ・ 無
			津地方裁判所精神保健審判員	④ ・ 無
社員	牛田久見子		四日市医師会会員	④ ・ 無
			四日市市障害者介護給付審査会委員	④ ・ 無
			津地方裁判所精神保健審判員	④ ・ 無
社員	伊藤 悦郎		一般財団法人特殊教育振興財団居仁会理事	④ ・ 無
社員	森 厚		四日市医師会会員	④ ・ 無
			地域医療支援病院運営委員会副委員長	④ ・ 無
			三重県精神保健福祉審議会委員	④ ・ 無

		認知症対策委員（四日市医師会）	⑦ ・ 無
		健康管理委員会委員（四日市医師会）	⑦ ・ 無
		三重DPAT運営委員会委員	⑦ ・ 無
		三重県立総合医療センター研修管理委員会委員	⑦ ・ 無
		四日市市保健所精神措置等連携会議委員	⑦ ・ 無
		三重県精神科病院実地指導委員	⑦ ・ 無
		市立四日市病院研修管理委員会委員	⑦ ・ 無
		鈴鹿医療科学大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻 臨床教授	⑦ ・ 無
		三重県精神医療審査会委員	⑦ ・ 無
		四日市市安心の地域医療検討委員会委員	⑦ ・ 無
		津地方裁判所精神保健審判員	⑦ ・ 無
社員	山口 信之	四日市市老人ホーム入所判定委員会委員	⑦ ・ 無
		津地方裁判所精神保健審判員	⑦ ・ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- (4)「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	別紙明細				
そ の 他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
別紙明細			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

[illegible]

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
別紙明細				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
藤田園	藤田康平の妹	サン・プラント㈱	四日市市大字日永5039番地	藤田園	売店業務	代表取締役
藤田逸歩	藤田康平の義弟	サン・プラント㈱	四日市市大字日永5039番地	藤田園	売店業務	取締役
井上利之		一般財団法人特殊教育振興財団居仁会幹事	四日市市大字日永5039番地	藤田康平	三重県特別支援事業	監事

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
全ての職員	定期健診について病院で実施している。

「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

- イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
- ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」
- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
 - ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
 - ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。
- 6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」
- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
 - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」
- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
 - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
 - ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

1. 医療法人の関係者等の施設の利用明細

	区分	名前・番号	特殊の関係	内容	利用年月日	1ヶ月利用料金	年間利用料
家賃	マンション(シャトレグラン安島) フレーゲヒナガ	1		社宅として貸与	通年	100,000	1,200,000
		2		看護師寮として貸与	通年	25,000	300,000
		3		看護師寮として貸与	通年	25,000	300,000
		4		看護師寮として貸与	通年	25,000	300,000
		5		看護師寮として貸与	通年	25,000	300,000
		6		看護師寮として貸与	通年	25,000	300,000
		7		看護師寮として貸与	通年	25,000	300,000
		8		看護師寮として貸与	5月退寮	25,000	50,000
		9		看護師寮として貸与	8月入寮	25,000	200,000
		10		看護師寮として貸与	11月入寮	25,000	112,500
				小計			3,362,500
		11		奨学生寮として貸与	通年	25,000	300,000
		12		奨学生寮として貸与	通年	25,000	300,000
		13		奨学生寮として貸与	通年	25,000	300,000
		14		奨学生寮として貸与	12月退寮	25,000	225,000
				小計			1,125,000
				合計			4,487,500
駐車場	駐車場	職員375名		駐車場として貸与	通年		5,618,125
		奨学生2名(フレーゲヒナガ)		駐車場として貸与	通年		32,500
							5,650,625
その他	サンプラント	売店手数料		売上の5%			1,128,316
		ランドリー手数料		売上の3%			146,557
		駐車料3名分		通年			31,875
				合計			1,306,748
				総計			11,444,873

医療法人の関係者に対する貸付金の明細(R6.3.31)

看護学校別	番号	身分	奨学金現在高(R6.3.31)	貸付当初の元本合計	貸付当初の年月日
職員	1	職員	2,700,000	3,000,000	R4.12
	2	職員	57,546	1,797,546	H26.3.31
	3	職員	1,100,220	1,100,220	R5.3
	4	奨学生退学	110,000	1,787,000	H20.4
	5	奨学生退学	667,600	3,682,600	H19.4
ユマニテク奨学生	6	職員	2,448,000	2,448,000	H31.3.31
	7	職員	2,448,000	2,448,000	H31.4.3
	8	職員	2,448,000	2,448,000	H31.4.3
	9	職員	2,688,000	2,688,000	R2.4.1
	10	職員	7,513,872	7,913,872	H31.3.31
	11	奨学生	2,448,000	2,448,000	R2.4.1
	12	奨学生	2,448,000	2,448,000	R2.4.1
	13	奨学生	576,000	576,000	R6.3
	14	奨学生	576,000	576,000	R6.3
	15	奨学生	576,000	576,000	R6.3
	16	職員	2,448,000	2,448,000	H29.3.31
四日市医師会	17	職員	2,448,000	2,448,000	R2.3.31
	18	職員	2,448,000	2,448,000	R2.3.31
	19	奨学生	2,148,000	2,148,000	R4.3.17
	20	奨学生	2,148,000	2,148,000	R4.3.17
	21	奨学生	1,408,000	1,408,000	R5.3.16
	22	奨学生	668,000	668,000	R6.3
聖十字看護学校	23	職員	2,781,323	6,358,623	H29.3.31
	24	職員	2,448,000	2,448,000	H31.3.31
	25	職員	2,448,000	2,448,000	H31.3.31
	26	職員	2,448,000	2,448,000	H31.3.31
	27	職員	2,448,000	2,448,000	H31.3.31
	28	職員	3,281,950	3,411,950	R2.3.31
	29	職員	3,423,000	3,563,000	R2.3.31
	30	職員	2,448,000	2,448,000	R2.3.31
	31	職員	2,448,000	2,448,000	R2.3.31
	32	職員	2,918,000	3,223,000	R2.3.31
	33	職員	690,000	690,000	R4.5.30
	34	職員	2,448,000	2,448,000	R3.4
	35	職員	2,300,000	2,300,000	R3.4
	36	職員	2,300,000	2,300,000	R3.4
	37	職員	2,448,000	2,448,000	R3.4
	38	奨学生	2,740,000	2,740,000	R4.3.31
	39	奨学生	1,528,000	1,528,000	R4.4
	40	奨学生	1,528,000	1,528,000	R4.4
	41	奨学生	1,528,000	1,528,000	R4.4
	42	奨学生	1,528,000	1,528,000	R4.4
	43	奨学生	480,000	480,000	R6.3
	44	奨学生	828,000	828,000	R6.3
	45	奨学生	828,000	828,000	R6.3
伊勢保健衛生	46	職員	4,103,000	4,248,000	R2.3.18
			94,890,511	106,319,811	

土地の明細(借地分)

		住所	面積 m ²	賃料 円	用途	貸主	契約年月日	期間と契約更新
病院	1	四日市市大字日永字貝之谷5039番5	582.20	132,000	病院敷地		R2.7.1	3年間 自動更新
				56,375 48,813 26,812		藤田康平(理事長) 410/960 藤田 園(理事長の妹) 355/960 藤田逸歩(理事長の義弟) 195/960		
	2	四日市市日永西三丁目3570-1	331.73	65,300	駐車場	松岡久則 四日市市日永東3-14-16	H.28.6.29	3年間 自動更新
	3	四日市市日永西三丁目3784-1	342	60,000	駐車場	小川和子 四日市市日永西3-12-10	H.8.7.1	3年間 自動更新
	4	四日市市日永西三丁目3574-3	174.19	26,500	駐車場	山崎浩一 名古屋市長和区川名本町6-25-3	H.8.6.1	2年間 自動更新
	5	四日市市日永西三丁目3601-1 四日市市日永西三丁目3601-2	489 33	71,190	駐車場	伊藤良雄 四日市市笹川8-22	H.12.4.1	2年間 自動更新
C	6	四日市市日永字山之越3602-2	6.61	10,200	駐車場	後藤亟三 四日市市西日野町50-7	H.16.12.1	1年間 自動更新
	7	四日市市日永西四丁目655 四日市市日永西四丁目656-1 四日市市日永西四丁目657-1	330 251 198	49,200	駐車場	服部芽久美 四日市市日永東3-2-33	S.56.8.1	1年間 自動更新
	8	四日市市大字日永字岡山4913-23	495.87	36,000	駐車場	日吉千明 四日市市大字日永4913-3	H26.7.1	2年間 自動更新
	9	四日市市日永西三丁目3603番1		30,400	駐車場	伊藤克司	R4.3.1	2年間 自動更新
	10	四日市市日永西三丁目6番11号	33	36,000	駐車場	山下哲男	R4.3.1	2年間 自動更新
		計	3,266.60	516,790				
西ビル	1	四日市市日永西三丁目3856-1	973.78	550,000	駐車場	(有)デグチ 四日市市大字六呂見1149	H27.5.1	10年間以後 2年間の自動更新
	2	四日市市日永西三丁目3857-1 四日市市日永西三丁目3857-4	923.94 50	550,000	駐車場	加藤 弘 四日市市日永西5丁目6-6	H27.5.1	10年間以後 2年間の自動更新
		計	1,947.72	1,100,000				
		合 計	5,214.32	1,616,790				

別紙

6. 土地の明細(法人所有分) 6 法人が所有し又は借り受けている土地又は建物の状況

区分用途	地目	NO	住 所	面積 m ²	取得価額 円	備考①
総合心療センターひなが	宅地	1	四日市市日永字岡山4913-14	245	10,557,698	駐車場
総合心療センターひなが	雑種地	1	四日市市日永字岡山4948	13		
総合心療センターひなが	公衆用道路		四日市市大字日永字貝之谷5039番6	189	9,568,962	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字貝之谷5047番1	1075.52	12,263,062	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字貝之谷5047番3	114.55	1,306,098	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字貝之谷5045	2193.86	32,157,067	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字祢宜谷5171番1	6416.71	111,285,977	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字祢宜谷5171番3	767.49	13,310,696	
総合心療センターひなが	公衆用道路		四日市市大字日永字祢宜谷5171番4	60	3,348,756	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字貝之谷5044	126.57	2,802,485	
総合心療センターひなが	雑種地		四日市市日永字登城山5228番15	3675	51,099,063	
総合心療センターひなが	雑種地		四日市市日永字登城山5228番18	99	1,376,546	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番	1548.03	53,139,974	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番21	183.71	6,306,302	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番23	20.25	695,131	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番24	242.23	8,315,146	
総合心療センターひなが	公衆用道路		四日市市日永字貝之谷5040番25	77	3,587,476	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市大字日永字貝之谷5040番7	184.1	10,668,000	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市登城山5228-9	45.06	461,330	
総合心療センターひなが	雑種地	2	四日市市日永字岡山4913-17	47.02	3,140,000	駐車場
総合心療センターひなが	雑種地	4	四日市市日永字貝之谷5108	39	494,297	
総合心療センターひなが	雑種地	9	四日市市日永字貝之谷5139	466	5,867,400	
総合心療センターひなが	雑種地	10	四日市市日永字貝之谷5138	161	4,160,000	
総合心療センターひなが	雑種地	10	四日市市日永字貝之谷5138-1	112		
総合心療センターひなが	雑種地	11	四日市市日永字登城山5249	300	4,564,230	
総合心療センターひなが	雑種地	14	四日市市日永字登城山5254	300	6,000,000	
総合心療センターひなが	雑種地	16	四日市市日永字登城山5261	548	8,620,040	
総合心療センターひなが	雑種地	17	四日市市日永字登城山5241	353	5,552,560	
総合心療センターひなが	雑種地	18	四日市市日永字登城山5242	340	5,348,200	
総合心療センターひなが	雑種地	19	四日市市日永字登城山5253	290	5,017,870	
総合心療センターひなが	雑種地	19	四日市市日永字登城山5259	29		
総合心療センターひなが	雑種地	22	四日市市日永字登城山5255	297	14,935,000	
総合心療センターひなが	雑種地	22	四日市市日永字登城山5257	185		
総合心療センターひなが	雑種地	22	四日市市日永字登城山5260	267		
総合心療センターひなが	雑種地	23	四日市市日永字登城山5243	707	13,563,000	
総合心療センターひなが	雑種地	24	四日市市日永字登城山5256	221	4,060,979	
総合心療センターひなが	雑種地	25	四日市市日永字登城山5247	347	6,539,519	
総合心療センターひなが	雑種地	26	四日市市日永字登城山5258	85	1,561,822	
総合心療センターひなが	雑種地	27	四日市市日永字登城山5246	320	7,651,000	
総合心療センターひなが	雑種地	27	四日市市日永字登城山5244	95		
総合心療センターひなが	雑種地	47	四日市市日永西4-3564-2	23	1,800,000	駐車場
総合心療センターひなが	雑種地	47	四日市市日永西4-3563-2	42		
総合心療センターひなが	宅地	48	四日市市日永字山之越3570-2	79	14,632,000	駐車場
総合心療センターひなが	宅地	48	四日市市日永字山之越3571-2	105.78		
総合心療センターひなが	雑種地	49	四日市市日永字山之越3572-2	168	18,336,000	駐車場
総合心療センターひなが	雑種地	50	四日市市日永字山之越3569-2	9.91	470,000	駐車場、無籍地
総合心療センターひなが	宅地	51	四日市市大字日永	46.2	31,750	
総合心療センターひなが	宅地	53	四日市市大字日永字貝之谷5039	9,264.27	292,130,226	
総合心療センターひなが	宅地	54	四日市市大字日永字貝之谷5039-3	175.64	5,538,456	
総合心療センターひなが	畑	60	四日市市日永字登城山5248	201	381,148	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字登城山5275番1	115.51	4,456,644	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番8	212.63	8,195,557	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番14	48	1,455,000	
総合心療センターひなが	宅地		四日市市日永字貝之谷5040番16	18.36	556,537	
総合心療センターひなが	畑		四日市市日永字登城山5245	224	338,800	
	合計			33,518.40	777,647,804	
2. 駐車場	雑種地	1	四日市市日永西3-3576-1	1176	117,251,800	
	雑種地	2	四日市市日永西3-3575-1	532	115,982,900	
	雑種地	2	四日市市日永西3-3575-3	646		
	宅地	3	四日市市日永西3-3574-4	165.55	18,228,000	
	雑種地	4	四日市市大字日永字岡山4913番4・4913番18	67.5	428,200	
	合計			2,587.05	251,890,900	
3. 職員宿舎	宅地	1	四日市市日永西3-3785-1	671	30,895,500	フレーク'
	宅地	2	四日市市日永西3-3784-2	189	11,340,000	女子寮
	共有分割分	3	四日市市安島1-77シャトレグラン安島	21.13	5,200,000	
	合計			881.13	47,435,500	
4. テニスコート	雑種地	1	四日市市日永字登城山5337-6	783	13,705,000	
	雑種地	1	四日市市日永字登城山5337-5	224		
	合計			1,007.00	13,705,000	
5. 職員用住宅用地	雑種地	1	四日市市笹川4-20-2	329	13,258,000	
	雑種地	2	四日市市笹川1-72	370	11,872,760	
	雑種地	3	四日市市笹川1-71	246	13,700,000	
	合計			945	38,830,760	
6. 西ビル	宅地	1	四日市市日永西3-3867-1	469	37,680,000	
	宅地	2	四日市市日永西3-3862-6	494.14	87,509,429	
	宅地	2	四日市市日永西3-3865-5	502.86		
	宅地	2	四日市市日永西3-3862-1、3862-4、3865-1、3865-4	1006.44	71,909,303	

区分用途	地目	NO	住 所	面積 m ²	取得価額 円	備考①
7. 職員厚生施設	宅地	3	四日市市日永西3-3866-1	528	44,006,633	
		合計		3,000.44	241,105,365	
		1	鳥羽市安楽島町字腰掛1045	8.18	250,000	ウエスタリアンホテル
		2	鳥羽市安楽島町212-1	—	92,080	エキシブ鳥羽
		合計		8.18	342,080	
総合計				41,947.20	1,370,957,409	

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	3,245,331,343 円				2,952,260 円
現金及び預金	2,502,405,100 円				
診療未収入金	640,539,722 円				
未収入金	54,562,941 円				
たな卸資産	19,190,210 円				
前払費用	390,860 円				
職員等短期貸付金					2,952,260 円
仮払金	32,801,312 円				
貸倒引当金	▲4,558,802 円				
固定資産	4,781,770,787 円				526,426,214 円
有形固定資産	4,302,460,113 円				
建物	2,734,553,962 円				
構築物	64,083,947 円				
器械備品	64,743,694 円				
車輛	1 円				
土地	1,370,957,409 円				
建設仮勘定	68,121,100 円				
無形固定資産	11,325,464 円				
ソフトウェア	9,563,919 円				
電話加入権	1,329,878 円				
施設利用権	431,667 円				
その他の資産	467,985,210 円				526,426,214 円
有価証券					350,045,084 円
職員等長期貸付金					94,890,511 円
敷金					1,467,700 円
保険積立金					79,212,919 円
長期前払費用	119,151,707 円				
役員退職積金	64,399,746 円				
その他投資等					810,000 円
繰延消費税等	44,600,580 円				
前払年金費用	239,833,177 円				
資産合計	① 8,027,102,130 円	② 円	③ 円	④ 円	529,378,474 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	別紙明細		
流動資産	3,245,331,343 円	円	円	円
現金及び預金	2,502,405,100 円	円	円	円
診療未収入金	640,539,722 円	円	円	円
未収入金	54,562,941 円	円	円	円
たな卸資産	19,190,210 円	円	円	円
前払費用	390,860 円	円	円	円
仮払金	32,801,312 円	円	円	円
貸倒引当金	▲4,558,802 円	円	円	円
固定資産	4,781,770,787 円	円	円	円
有形固定資産	4,302,460,113 円	円	円	円
建物	2,734,553,962 円	円	円	円
構築物	64,083,947 円	円	円	円
器械備品	64,743,694 円	円	円	円
車輛	1 円	円	円	円
土地	1,370,957,409 円	円	円	円
建設仮勘定	68,121,100 円	円	円	円
無形固定資産	11,325,464 円	円	円	円
ソフトウェア	9,563,919 円	円	円	円
電話加入権	1,329,878 円	円	円	円
施設利用権	431,667 円	円	円	円
その他の資産	467,985,210 円	円	円	円
長期前払費用	119,151,707 円	円	円	円
役員退職金掛金	64,399,746 円	円	円	円
繰延消費税等	44,600,580 円	円	円	円
前払年金費用	239,833,177 円	円	円	円
資産合計	⑤8,027,102,130 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

(

C

(

C

C

[illegible]

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金にかかる支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地(借地を含む。)を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等)を記載すること。

3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

	合計	総合心療センターひなが	グループホーム	地域支援センター	訪問看護	西ビル(収益)
流動資産	3,245,331,343	3,245,331,343	0	0	0	0
現金	2,502,405,100	2,502,405,100				
診療未収入金	640,539,722	640,539,722				
未収入金	54,562,941	54,562,941				
たな卸資産	19,190,210	19,190,210				
前払費用	390,860	390,860				
仮払金	32,801,312	32,801,312				
貸倒引当金	-4,558,802	-4,558,802				
固定資産	4,781,770,787	4,323,308,366	152,741,083	5,794,023	100,525,085	199,402,230
有形固定資産	4,302,460,113	3,843,997,690	152,741,083	5,794,023	100,525,085	199,402,230
建物	2,734,553,962	2,283,452,801	146,598,921	5,673,640	99,609,533	199,219,066
構築物	64,083,947	59,521,981	4,441,879	0	40,028	80,059
器械備品	64,743,694	61,944,398	1,700,283	120,383	875,524	103,105
車輛および船舶	1	1				
土地	1,370,957,409	1,370,957,409				
建設仮勘定	68,121,100	68,121,100				
無形固定資産	11,325,464	11,325,464	0	0	0	0
ソフトウェア	9,563,919	9,563,919				
電話加入権	1,329,878	1,329,878				
施設利用権	431,667	431,667	0			0
その他の資産	467,985,210	467,985,210				
長期前払費用	119,151,707	119,151,707				
役員退職金掛金	64,399,746	64,399,746				
繰延消費税等	44,600,580	44,600,580				
前払年金費用	239,833,177	239,833,177				
資産合計	8,027,102,130	7,568,639,709	152,741,083	5,794,023	100,525,085	199,402,230
資産合計(区分別)	8,027,102,130	7,568,639,709		259,060,191		199,402,230

建物の明細 (2024.3 現在)提出用

区分	構造の概要1	建物の概要2	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別面積(m ²)
管理棟	鉄筋コンクリート造り	地下1階地上4階	2,518.37	自家	更衣室、機械室、他	268.28
					外来診察室、待合室、他	664.14
					医局、他	497.79
					事務室、会議室、他	497.79
					病棟	497.79
					塔屋、他	92.58
歯科棟	鉄筋コンクリート造り	地上4階	390.57	自家	歯科診察室	58.00
					医療安全管理室、PSW室	88.78
					医師当直室	62.00
					美容皮膚科	58.00
					共用その他	123.79
A棟	鉄筋コンクリート造り	地下1階地上10階	8,900.19	自家	給食室	1,221.10
					事務室	222.00
					外来診察室	97.00
					薬局	110.00
					検査室	125.00
					CT、X線	92.00
					病棟	6,056.00
					倉庫	110.00
					OT室	211.00
					共用その他	656.09
B棟	鉄筋コンクリート造り	地下1階地上6階	5,360.84	自家	機械室	231.00
					倉庫	125.00
					消毒室	55.00
					OT活動室	122.00
					病棟	4,580.04
					洗濯室	60.63
					共用その他	187.17
研修棟	鉄筋コンクリート造り	地上4階	1,099.73	自家	食堂	384.00
					休憩室	34.00
					更衣室	31.00
					教室	429.00
					共用その他	221.73
新 リハビリセンター	鉄骨造り	地上2階	802.24	自家	事務室	48.00
					リハビリ室	571.00
					共用その他	183.24
新 デイケア(つばさ)	鉄骨造り	地上2階	480.66	自家	デイケア活動室	414.92
					倉庫、その他	65.74
体育館	鉄骨造り一部鉄筋コンクリート造り	地上2階	1,056.30	自家	屋内運動場	673.00
					倉庫その他	383.30
電気室	鉄筋コンクリート造り	地上1階	120.12	自家	電気室	120.12
発電室	鉄筋コンクリート造り	地上1階	102.54	自家	発電室(停止中)	102.54
看護師寮(フレーク)	鉄筋コンクリート造り	地上4階	1,284.61	自家	住宅	1,284.61
ファミリーユA、B	鉄筋コンクリート造り	地上2階	264.24	自家	グループホーム	264.24
ファミリーユC	鉄骨造り	地上2階	207.58	自家	グループホーム	207.58
ファミリーユD	鉄骨造り	地上2階	206.19	自家	相談支援センターソシオ	35.53
					ファミリーユ事務室	29.89
					グループホーム	140.77
ファミリーユE	鉄骨造り	地上2階	207.58	自家	グループホーム	207.58
ガーデンハウス	鉄骨造り	地上2階	172.01	自家	事務室、住宅	172.01
ヒナガ西ビル	鉄筋コンクリート造り	地上5階	5,060.89	自家	保育園、訪問看護ステーション、他	5,060.89
シャトレグラン安島 (14階1402号室)	鉄筋コンクリート造り	15階	77.66	自家	住宅	77.66

8. 主要な医療用機械備品の明細

	品名	数量	金額	自用・借用	用途の区分
器具備品	全自動尿分析装置	1	380,724	自用	検査室
	自動採血管装置	1	749,727	自用	検査室
	遺伝子解析装置	1	890,593	自用	検査室
	自動血球分析装置	1	1,815,313	自用	検査室
	自動遺伝子解析装置	1	380,712	自用	検査室
	脳波計 EEG	1	4,215,190	自用	検査室
	オート無散瞳眼底カメラ	1	2,534,000	自用	検査室
	高圧滅菌器	1	506,540	自用	消毒室
	パルス波治療器	1	934,388	自用	入院
	心電図モニタ	1	1,312,500	自用	救急外来
	与薬カート	11	3,058,817	自用	病棟
	elosPlus用アプリケーターSR	1	226,583	自用	美容皮膚科
	SRアプリケーション	1	533,995	自用	美容皮膚科
	AED	1	205,700	自用	保育園
	X線画像処理ユニット	1	1,009,773	自用	レントゲン室
	合計		18,754,555		

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 居仁会

申請者名： 藤田 康平

住 所：三重県四日市市大字日永5039番地

以下のとおり相違ありません。

1 収入金額（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

、病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
総合心療センター ひなが	社会保険診療	3,573,660,467	354,079,253	3,927,739,720	%
	労災保険診療	1,715,847		1,715,847	
	健康診査				
	助産				
	その他	89,626,441	98,725,874	188,352,315	
	計	3,665,002,755	452,805,127	4,117,807,882	
訪問看護ステーション	社会保険診療	74,415,995	2,663,290	77,079,285	
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他	312,821		312,821	
	計	74,728,816	2,663,290	77,392,106	
グループホーム	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他	35,329,791	6,634,142	41,963,933	
	計	35,329,791	6,634,142	41,963,933	
障害者相談支援センター	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他	25,477,043		25,477,043	
	計	25,477,043		25,477,043	
自殺対策事業	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他	1,000,000		1,000,000	
	計	1,000,000		1,000,000	

収益業務（ホリスティック）	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他		1,308,375	1,308,375	
	計		1,308,375	1,308,375	
収益業務（雑収入）	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他		3,131,306	3,131,306	
	計		3,431,666	3,131,306	
収益業務（雑収入）	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他		48,789,120	48,789,120	
	計		48,789,120	48,789,120	
合 計	社会保険診療	3,648,076,462	356,742,543	4,004,819,005	92.8% ⑥
	労災保険診療	1,715,847		1,715,847	0.0% ⑦
	健康診査				0.0% ⑧
	助産				0.0% ⑨
	その他	151,746,096	158,588,817	310,334,913	7.2% ⑨
	計	3,801,538,405	515,331,360	4,316,869,765	100.0%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康保険法	円	学校保健法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	円

(記載上の注意事項)

- ③が⑩と一致すること。

4 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪ 件	⑫ 円
分娩件数 (⑪) × 5.0万円		⑬ 円

(記載上の注意事項)

- ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

5 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

6 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合 計 (B)	
総合心療センター ひなが	4,117,807,882 円	2,571,878,583 円	1,018,019,878 円	3,589,898,461 円	115%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計⑭が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添 付書類の うち該当 する要件 のものを 添付	左記の添 付書類の うち該当 する要件 のものを 添付	※
☐	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☒	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）） 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○ ○ ○	○ ○ —	※
☒	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☒	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に 該当する旨を説明する書類（事業）） 診療報酬規程	○ ○	○ ○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県又は地方厚生局において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載((3)を除く。)がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録
（医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合）
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注）（1）新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- （2）該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☒ 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合）
上記に掲げる書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注）（1）社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- （2）会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- （3）会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- （4）該当する書類にチェックをすること。